

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（行個）諮問第202号）

答申日：平成29年2月20日（平成28年度（行個）答申第181号）

事件名：本人が提出した請願書の処理に関する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人が行った農水大臣宛「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」の処理に関する一連の書類」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、書留等授受簿（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け27文第116号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、開示対象とされなかった本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料は省略する。）

請願は農林水産大臣に対して行ったものであり、指導対象として指摘した林野庁からの返答を求めたものではありませんし、返答は、その林野庁の中の、一室長からの返答となっており、何故このような処理となったのかが、全く理解できません。

このような、請願を受けた者以外の、請願者が想定しなかった者が返答することになった場合は、どのような理由から、そのような対応となったのかを明確にしておくことが、当然のこととして必要となります。

このことを、最初に請願者に説明しなければ、どうしてこのようなことになったのかが全く分からない形での返答では、適正な請願の処理とはいえません。

農林水産大臣が、どのような理由から、林野庁に返答することを指示し

たのか。

そして、林野庁から、どのような回答を行うか、行ったのかの報告を受けることは、憲法16条に基づいた請願権を最大限に尊重する上で、必要不可欠な対応であります。

請願を受けただけで、後の処理がどうなったのかは全く関知していないとして、受付簿を公開するだけでは、請願を適正に処理したことを明らかにすることにはなりませんので、請願を受けた者として、責任ある一連の処理の経過を記載した文書、担当者のメモがあるならばそれを含めて、関係文書を全て公開することを求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分において部分開示した理由

開示請求のあった保有個人情報とは、処分庁に対して、異議申立人が郵送した、「異議申立本人が行った農水大臣宛「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」の処理に関する一連の書類」であり、農林水産省が保有している個人情報は、異議申立人が郵送した当該郵便物を接受した際に、その事実を記録する農林水産省行政文書取扱規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第2号）4条1項1号オに規定する書留等授受簿のうち、法12条1項に規定された開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」についてのみ開示した。

2 原処分を維持する理由

異議申立人が異議申立ての趣旨及び理由について、「開示対象とされなかった一連の文書の開示を求める。」と主張しているが、農林水産省内で保有している保有個人情報は、書留等授受簿のみであり、異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるもの又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある部分を除いた保有個人情報を開示している。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成27年12月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年1月13日 | 審議 |
| ④ | 同年2月2日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月8日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、書留等授受簿（本件文書）に記録された本人に係る保有個人情報である。

異議申立人は、本件文書以外にも本件請求保有個人情報が記録された文書が存在する旨主張し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、異議申立人が農林水産大臣宛てに郵送した請願書（以下「本件請願書」という。）を受け取った際に、その事実を記録した本件文書を特定した旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

ア 本件開示請求を受け、処分庁は、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、そのうち、法12条1項に規定された開示請求の対象となる本人に係る保有個人情報に該当する部分のみを開示する原処分を行った。

イ 農林水産大臣宛て又は農林水産省宛てに郵送された請願書については、大臣官房文書課（現・広報評価課。以下「文書課」という。）において「請願の取扱フロー」に基づき文書課文書管理班長が当該請願の内容を確認した上で、関係部局庁請願担当職員へ回付している。

ウ 異議申立人が郵送した農林水産大臣宛ての本件請願書については、まず、文書課において受け取り、農林水産大臣宛ての配達証明の取扱いによる封書（請願書である旨の記載なし。）であったことから、文書課の書留等授受簿（大臣官房秘書課分）に所定の事項を記載して、大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）に回付した。

ところが、秘書課において当該封書を開封したところ請願書であることが確認されたため、本件請願書については秘書課から文書課に回付し、その後、文書課の書留等授受簿（秘書課分）の記載を二重線等で抹消し、改めて文書課の書留等授受簿（文書課分）に所定の事項を記載した。

そして、上記イの手続により文書課文書管理班長が当該請願の内容を確認したところ林野庁の所掌に属するものであったことから、林野庁請願担当職員に本件請願書を回付したものである。

なお、上記のとおり、本件請願書については、文書課の書留等授受簿（文書課分）に所定の事項が記載されたものであるから、文書課の書留等授受簿（林野庁分）には記載がされていない。

エ このように文書課から林野庁に回付した接受文書については、当該文書を回付した旨の記録を作成しなければならないという規定は存しないことから、農林水産省において、当該文書を回付した旨の記録を作成することはしていない。

オ 「請願の取扱フロー」においては、回付された関係部局庁の局長又は長官が当該請願につき農林水産大臣の指示を仰ぐ必要があると判断したものについては、文書課文書管理班長に報告することとされているが、本件請願書について、林野庁側から当該報告はされていない。

なお、林野庁に確認したところでは、本件請願書を林野庁に回付した後、林野庁国有林野部業務課国有林野管理室（以下「国有林野管理室」という。）の担当職員が林野庁長官に説明を行った際、同長官から、農林水産大臣の指示を受ける必要はないため「請願の取扱フロー」に基づく対応の必要はないものの、林野庁として適切な対応をするようにとの指示がされたことから、上記担当職員において国有林野管理室長名による回答案を作成して同長官の了解を得たが、その際、同長官から、回答する旨を念のため大臣室の職員に情報提供するよう指示がされたとのことである。そして、林野庁側から、上記回答文書発出に関する口頭による情報提供があったが、これに関し、大臣室の職員において、何らかの資料の提示を受けたことはなく、何らかの文書を作成した事実もない。

カ したがって、農林水産省内で保有している本件対象保有個人情報、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報のみである。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から本件文書の写し、「農林水産省行政文書取扱規則」及び「請願の取扱フロー」の提出を受けて確認した結果、本件請願書が、諮問庁が上記(1)ウで説明するとおりの経過によって林野庁に回付されたことが認められる。

そして、上記規則には、接受文書を回付した旨を記録すべき旨の規定は存しないことが認められる。

イ また、上記アの「請願の取扱フロー」の内容や、諮問庁から提出を受けた本件請願書の写し及びこれに対する回答文書の写しの内容に照らせば、林野庁側から当該請願に関して「請願の取扱フロー」に基づく報告を受けた事実はなく、口頭による情報提供があったのみであるとする諮問庁の上記(1)オの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

ウ 以上によれば、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)カの説明が不自然、不合理とはいえない。

そして、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、農林水産省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、農林水産省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子